告示第 １５７号

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び玄海町財務規則（昭和４７年玄海町規則第１３号）第１２１条の規定に基づき公告する。

令和８年１０月３０日

玄海町長 日高 大助

１ 競争入札に付する事項

（１）工 事 名　令和８年度佐賀県原子力防災屋内退避施設関係事業費補助金
エアテント類一式取替工事

（２）工事概要　エアテント類一式の取替
（詳細は別紙仕様書のとおり）

（３）工事場所　東松浦郡玄海町大字 平尾 地内

（４）工事期間　令和８年１２月１日（火）～令和９年２月２６日（金）（８８日間）

２ 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、唐津警察署に照会する場合がある。

（１）令和 7・8 年度の工事における、玄海町競争入札参加資格を有する者であること。

（２）佐賀県内に本社、本店、支社又は営業所を有すること。

（３）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

（６）玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。

（７）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる

者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３ 入札参加の手続き

入札に参加する意思がある者は、別添入札参加申込書及び必要資料を期日までに玄海町役場福祉・介護課へ提出しなければならない。

（１）提出期限　令和 8 年 11 月 18 日（水）17 時 00 分

（２）受付期間　入札公告の日から前号提出期限（土・日曜日、祝日を除く）まで

（３）提出方法　持参又は郵送とする（期日まで必着）

（４）提 出 先　〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

玄海町役場 福祉・介護課 福祉係

（５）提出内容　①一般競争入札参加申込書（別紙 1）

②営業概要書（別紙 2）※

③誓約書（別紙 3）

※営業概要書（別紙２）は、記載内容が概ね合致していれば、会社のパンフレット等に代えてよいものとする。

（６）申込書様式の入手先

玄海町ホームページ

4 入札参加資格の決定

（1）入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できるものとする。なお、資格を有しない場合のみ、令和 8 年 11 月 23 日（月）までに書面又は電子メールで通知する。資格を有する場合は、特に通知をしないので申請どおり入札に参加すること。

（2）入札参加申込書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届（別紙４）を令和 8 年 11 月 25 日（水）までに書面で提出すること。

5 入札書の提出、開札等

（1）入札方法　　一般書留又は簡易書留（持参も可）による郵便入札

（2）入札書提出期限　　令和 8 年 11 月 25 日（水）17 時 00 分 必着

（2）提 出 先　　〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地
玄海町役場 福祉・介護課 福祉係

（3）開札日時　　令和 8 年 11 月 26 日（木）9 時 00 分

（4）開札場所　　玄海町役場 3 階 第 3 会議室

6 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10／100 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 100／110 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

（1）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金　見積もる契約金額の 100 分の 5 以上を納めること。ただし玄海町財務規則第 124 条第 1 項各号の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金　契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、玄海町財務規則第 137 条の 2 第 3 項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一

部の納付を免除する。

（２）入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ケ 1 人で 2 以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（３）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（４）落札者の決定方法

ア 最低制限価格を下回る入札者は失格とし、予定価格以下の入札者で、最低価格で入札した者を落札者と決定する。

イ 初度の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

ウ 同価格の落札者が２人以上あるときは、連絡し同価入札者によるくじ引きで、落札者を決定する。出席できない場合は、当該入札事務に関係ない職員がくじを引いて落札者を決定する。

エ 第１回目の開札の結果、落札者がいないときは再度入札（第１回目を含め３回を限度）を行う。

（５）その他注意事項

ア 最低制限価格の設定を行う。

イ 入札に当たっては、関係法令、玄海町財務規則、郵便入札の留意事項を遵守すること。また、玄海町建設工事等入札・契約執行要綱の規定を準用するものとする。

（６）入札結果の公表

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡後、書面により通知する。落札者以外の入札参加者には、書面による通知を行わないが、入札執行課で閲覧することができる。

８ 本入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、町のホームページから質問書（別紙５）をダウンロードし、照会先へ照会期限までに FAX 等で提出すること。

（１）照会期限　令和 8 年 11 月 18 日（水）正午

（２）照 会 先　玄海町役場福祉・介護課 福祉係

電話：0955-52-2220 FAX：0955-52-2813

E-mail：fukushikaigo@town.genkai.lg.jp

※質問書には必ず FAX 番号等の連絡先を記載すること。

（３）回 答　受けた質問と回答については、令和 8 年 11 月 23 日（月）17 時 00 分までに FAX 等で送付する。ただし、本入札とおよそ関係が無い質問や入札の競争性を害するような質問、その他正当ではないと判断した質問については、回答しない。